

諮問（情）第 45 号

答 申

第 1 審査会の結論

支出負担行為伺書等の契約関係書類一式及びレイアウト変更に係る全ての書類の公開を求める請求（以下「本件請求」という。）に対して、市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

本件請求に係る請求内容は、「本市の特定の部における平成 21 年度、平成 22 年度及び平成 23 年度の支出負担行為（購入、修繕、小額工事等）の簿冊並びに同年度のレイアウト変更に関わる総ての書類」であり、これに対して諮問庁は、支出負担行為伺書（平成 21 年度分から同 23 年度分までの購入、修繕及び小額工事）及び当該部の座席表（平成 21 年度分から同 23 年度分まで）（以下、「本件対象公文書」という。）を特定した。

原決定において非公開とされた部分は、見積書等に記載されている担当者等の氏名、生年月日及び資格等の部分である。

第 3 異議申立人の主張要旨**1 異議申立ての趣旨**

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 9 月 13 日に行った本件請求に対して、諮問庁が行った原決定を取り消し、関連文書の新たな公開等を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) レイアウト変更に係る全ての書類を求めたところ、図面等は何も作成していないとすることで、レイアウト変更後の単なる座席表のみが公開されたが、寸法等を書いた図面、最低でもポンチ絵程度はあるはずなので、その公開及び閲覧を求める。
- (2) 対象公文書から、本件レイアウト変更の実施変更日付が分からない。何時どのように変更したのか明らかにされたい。
- (3) 原決定に係る公文書の閲覧手続において、監査指摘項目の支出負担行為伺書の全部が抜かれていたことについて、強く抗議する。
- (4) 閲覧手続に立ち会う者に係る所属長の判断はおかしい。

第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件レイアウト変更は、職員の座席位置を 45 センチメートル平行移動する業務で、軽易なものであったため、その位置関係等は口頭で業者に説明していることから、仕様書に図面は含まれておらず、座席表以外の本件関係図面は、存在しない。
- (2) 本件レイアウト変更の実施日及び変更内容は、公開済みの公文書のうち、納品書、

検査報告書、完了届及び座席表により把握することが可能である。

- (3) 原決定に係る公文書の閲覧手続において、「監査指摘項目の支出負担行為何書の全部が抜かれていたこと」については、意図したものではなく、当該監査に係る公文書一式を別冊にしておいたことによる公文書管理上の誤りに起因するものであり、これに対しては、後日改めて公開している。
- (4) 前記第3、2(4)の主張は、非公開理由を覆す理由にはなり得ない。

第5 審査会の判断

1 対象公文書の特定

- (1) 異議申立人は、座席表以外の図面の存在を主張しているため、これについて検討する。

諮問庁の説明によれば、本件レイアウト変更業務は、職員の座席位置を平行移動する軽易なものであったため、その位置関係等は口頭で業者に説明したものであり、仕様書等として図面を作成しておらず、また、業者から図面は取得していないとのことであった。当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、この諮問庁の説明と齟齬をきたす点は見受けられなかった。また、諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められなかった。

その他、座席表以外の図面が存在しないとする諮問庁の主張を覆し、その存在を推認させるに足る事実を認めることもできなかった。

- (2) 異議申立人は、本件レイアウト変更の実施日及び実施内容が分かる公文書の公開を求めているものと解されるため、これについて検討する。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、前記第4(2)の諮問庁の説明どおり、本件対象公文書に含まれている納品書、検査報告書、完了届及び座席表により、実施日及び変更内容を把握できることが確認できた。

2 公文書の閲覧手続

異議申立人は、原決定に係る公文書の閲覧手続において、監査指摘項目の支出負担行為何書の全部が抜かれていたことについて、強く抗議する旨を主張している。諮問庁の説明によれば、後日、異議申立人と日程調整のうえ公開したとのことであるが、公開にあたり、対象公文書の用意が不足していたことについては、適切を欠く対応であったと言わざるを得ない。当審査会としては、諮問庁に対して、今後このようなことがないよう、慎重な対応を求めるものである。

なお、異議申立人は、閲覧手続に立ち会う者に係る所属長の判断が不適切である旨を主張しているが、これは、当審査会で判断する事柄ではない。

3 結論

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、その他、原決定に違法又は不当な点は認められないため、第1のとおり判断する。

第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

■ 審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 24 年 12 月 10 日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成 24 年 12 月 27 日	異議申立人の意見書を受理
平成 25 年 2 月 12 日 (第 109 回審査会)	審議（事案の概要説明）
平成 25 年 2 月 13 日 (第 110 回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成 25 年 2 月 26 日 (第 111 回審査会)	審 議
平成 25 年 3 月 8 日	答 申